

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第13号

答申番号：令和3年度答申第10号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、請求人の居宅（以下「本件居宅」という。）で発生したぼや（以下「本件火災」という。）による損害に対する賠償金（以下「本件賠償金」という。）のうち、家主への未払額（以下「本件未払額」という。）は、一般的修繕費用と捉えるべきであり、住宅維持費の対象となるものであることなどから、原処分（生活保護変更申請却下処分）が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

請求人は、本件火災により本件居宅に損害を与えたことを認め、その修繕費用の総額と同額の本件賠償金を支払う旨の示談書を家主と取り交わしており、善管注意義務に違反したことを認めているといえるところ、本件賠償金は、保護の処理基準に規定する住宅維持費の対象であると認められないことから、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、本件未払額は一般的修繕費用と捉えるべきであり、住宅維持費の対象となると主張するが、本件未払額は本件火災により与えた損害に対する賠償金であると認められるから、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年7月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件の事実関係によれば、請求人は、本件火災は請求人の責めに帰すべき事由により生じたものと認め、家主に対して本件賠償金を支払う旨の示談を締結している。このような被保護者の責めに帰すべき事由によって生じた賠償費用は、最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らし、同法の定める扶助の対象ということとはできないというべきである。よって、本件未払額に係る住宅維持費の申請を却下した処分庁の判断には、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子